

要望書（回答）

1. 地域における雇用対策の拡充

(1) 若年者の早期離職防止

- ① 新卒者を含む若年者と中小企業とのマッチングの強化に力を注ぐこと。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、近年の市場動向を踏まえた採用活動のコンサルティングや合同就職説明会の開催により、新卒大学生等の採用を支援しているほか、即戦力となる中途採用等を希望する企業と求職者とのマッチングの機会を創出し、市内企業の人材確保を図っております。

また、市内の高校生等を対象とした市内企業見学とセミナーを組み合わせたバスツアーの実施により、若者の地元就職への意識を醸成するとともに、地元企業との縁づくりを促進してまいりたいと考えております。

- ② 道内の高卒3年以内の離職率は43.9(前年41.6%)と全国の37.0%より高く、従業員数が少ないほど離職率が高い傾向にあります。再就職に失敗してしまうと自己否定に繋がり、社会との接点が途絶えてしまう懸念もされる。

職場定着の取り組みとして、インターンシップ受け入れ企業の拡充、新入社員教育時や入社後教育時のフォロー、ワークルール教育の機会などを通じた離職防止について、産学官連携した取り組みを行うこと。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、新入社員をはじめ、誰もが働きやすい職場環境を実現するため、専門家による個別コンサルティングや社内研修を実施しており、職場内コミュニケーションの向上やハラスメント防止、業務効率化等、企業の抱える様々な課題を解決し、人材定着を図っているところです。

また、就職マッチングサイト「とまジョブ」では、インターンシップ受入れの有無や有給取得率、離職率等を掲載することにより、企業の取組を促進するとともに、求職者に対し企業の魅力を広く発信しております。

これらの取組を継続することで、雇用のミスマッチを防ぎ、多様な人材が活躍できる職場づくりを推進し、離職防止・職場定着を図ってまいりたいと考えています。

(2) 就職氷河期世代対策および雇用維持

就職氷河期世代（40歳前後）には、正社員になりたくてもなれない、所謂「不本意非正規労働者」が減少傾向ではあるが存在している。社会人採用枠を活用し、積極的に就職氷河期世代から常勤職員を採用すること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

本市では、技術職において社会人枠の採用を実施しており、今後は、事務職などにおいても、年齢条件の範囲拡大など社会人の採用枠の拡大を検討してまいります。

(3) 自治体における会計年度任用職員等の不安定雇用の解消

- ① 2020年4月から「地方公務員法・地方自治法の一部改正」に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となったが、条例改正が未だ行われていない自治体においては2024年4月適用に向け、年度内に条例改正および予算措置を確実に実施すること。一時金(2.45月、勤勉手当2.05月)や昇給(4号俸未満)、諸手当、休暇制度の整備など、常勤職員との均衡・権衡といった法改正の趣旨を十分に踏まえた処遇となっていないことから、同一自治体における常勤職員と同様の改善を図ること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

会計年度任用職員制度について、これまでも初任給基準の引き上げを行っており、2023年度についても、人事院勧告に基づき初任給及び期末手当の引き上げを行っております。

また、勤勉手当の支給については、令和5年12月の市議会定例会において苫小牧市一般職の給与に関する条例の一部改正が行われ、令和6年度から施行されることとなっております。休暇制度についても、セルフケア休暇等の新設および私傷病休暇や産前産後休業の有給化に加え、2023年度からは子の看護休暇を無給から有給に変更するといった処遇改善を行っております。

今後も、国における制度改正の動向等を注視しながら、地方公務員法の趣旨に基づき、職務内容や職責などに応じた適正な運用を行ってまいります。

- ② 本来、常勤職員が行うべき業務について、現在、会計年度任用職員が担っている場合は、常勤職員としての職の配置・増員と、現に業務を担っている会計年度任用職員を常勤職員に移行すること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

恒常的業務については、正規職員の配置に努めてまいります。

- ③ 短時間の会計年度任用職員のうち約4人に1人が週35時間以上勤務となっている。財政上の制約を理由とした合理的な理由なく短い勤務時間を設定することは、法改正の趣旨に沿わないことから、業務実態や時間外勤務の状況等も考慮し、少なくとも週所定35時間以上勤務の会計年度任用職員については、フルタイムに切り替えること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

会計年度任用職員の勤務時間は正規職員の補助的業務として業務内容に応じ時間を積み上げて算定しております。引き続き国の制度等を踏まえ、適切に対応してまいります。

- ④ 会計年度任用職員の再度の任用に関して、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取り扱いの原則などから避けるべきものであり、現在、再度の任用に上限を設けている場合は、その撤廃を行うこと。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

本市では、会計年度職員の再度の任用に上限は設けておりません。今後も国の制度等を踏まえ、適切に対応してまいります。

- ⑤ 会計年度任用職員の処遇改善に必要となる財源確保に向けて、引き続き、国への働きかけを強めること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

会計年度任用職員制度の趣旨に沿って適正に対応してまいります。

2. 共生社会を目指し、人口減少社会に適応した地域づくりの推進

(1) 地域における産業及び観光の推進

- ① 北海道の農業産出額は、全国の14.8%を占め過去最高を更新したものの、道内農業を取り巻く現状は、飼料や肥料が半数近くを輸入に依存し、燃油や飼料、肥料の価格高騰の影響緩和への対応が急務となる。農業経営の安定化に向けたスマート農業など構ずべき対応を検討をするとともに、持続可能な農業づくりの推進に向けて地域資源を活用した雇用機会の確保を図ること。

【回答】（産業経済部農業水産振興課 担当）

ロボット技術やICT等を活用したスマート農業は、超省力生産や多収・高品質生産、取り組みやすい農業の実現等に効果があると期待されていますが、導入に向けては、情報通信環境やほ場の大区画化等の基盤整備のほか、導入費用の低減や費用対効果の検証等の課題もあることから、国や北海道、農業関係団体と連携を図りながら情報収集に努めてまいります。

また、農業における雇用機会の確保につきましては、国や北海道の補助金を活用するほか、市独自の支援事業等によって農業者への支援を行い、雇用機会の確保につながるよう取り組んでまいります。

- ② 北海道の雄大な自然などの観光資源に加え、第一次産業の文化資源や地域産業も有する地域特性や資源を活かし、まちづくりや観光資源、コミュニティの拠点として地域の財産となる歴史的建造物を調査し、指定文化財の登録を検討するとともに経済波及の向上を図ること。

【回答】（教育部生涯学習課 担当）

生涯学習課では、文化財への興味や理解を深めるとともに、郷土愛の意識を高めるため、本市の文化財や歴史的建造物を紹介する冊子「とまこまいの文化財」の作成や、「文化財発見ツアー」などを実施しております。

歴史的建造物の指定文化財への登録については、所有者の意向を尊重するべきものと考えておりますが、美術博物館の調査研究や文化財保護審議会の意見などを踏まえながら、取り組んでまいりたいと考えております。

- ③ 持続可能な観光地づくりとなり得るサステナブルツーリズムの推進に向け、地域の消費単価や域内調達率の向上といった経済的観点に加え、観光資源の維持や地域住民への配慮、SDGs、カーボンニュートラルの推進を図ること。

【回答】（産業経済部観光振興課 担当）

雄大な自然等の観光資源を保持しながら、本市ならではの観光コンテンツを発掘し広く情報発信することで、道内外からの観光誘客を促進し、地域経済の活性化を目指していきたいと考えております。

また、持続可能な観光の実現に向けて、観光客と地域住民の双方に配慮するとともに、観光資源の維持やSDGs、カーボンニュートラルなど、関係部署等と情報共有を図りながらサステナブルツーリズムの推進に努めてまいりたいと考えております。

- ④ 観光振興の財源確保として道や各自治体が導入を目指す観光振興税（宿泊税や観光税の導入）は、道内客の負担増や、道と市の二重課税、各自治体の事務作業の繁雑化などが懸念されることから必要な措置を講じること。

【回答】（産業経済部観光振興課 担当）

観光振興税の導入に関しましては、北海道や道内他市町村の動向を注視し、庁内関

係部署や関係団体とも協議しながら慎重に検討していきたいと考えております。

- ⑤ 自然エネルギーが豊富な道内の再エネ発電量の割合は、風力や太陽光が拡大し直近1年間で38%を占め、政府が掲げる2030年度の導入割合は達したとみられる。一方、陸上風力計画を巡る環境問題では、地元住民と対立し撤退するケースもみられる。再エネ立地等については、市町村の調整が不可欠なることから、道内の中長期的な開発計画を国や道に示すよう求めること。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

気候変動対策及び2050年カーボンニュートラルの達成において、再生可能エネルギーの導入は不可欠であると考えます。

本市においても、冷涼で、平坦で広大な土地を有する苫小牧東部地域は、高い再生可能エネルギーのポテンシャルを有し、特に太陽光発電に関して多数立地いただいているところです。

一方で、新たに立地する場合においては、その立地が及ぼす周辺地域や生態系への影響なども含めて慎重に検討する必要があることから、地元との調整が不可欠であり、且つ、その調整には一定程度の時間を要するものと認識しております。

以上のことから、再エネの立地に際しては国や道と連携したうえで取組を進めてまいります。

- ⑥ 「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策手引き」（北海道・2023年5月改定）に基づき、市町村は地域の特性や実情を踏まえつつ、在宅の高齢者や障がい者など要配慮者に対し、平時から然るべき対応や、現時点で想定し得る応急救助の機能など必要に応じた措置を講ずること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

国は、令和3年に要配慮者に対する指針等を見直ししており、市では令和5年の北海道の手引き見直し前から措置を講じております。

具体的には、避難行動要支援者制度に基づく取組のほか、福祉避難所の指定促進及び感染症対策などの避難所の環境改善を進めております。

市では、今後「苫小牧市地域防災計画」の改訂に着手する予定であり、ご要望の点も踏まえ、防災関係機関が連携し市民の生命・財産及び身体を災害から保護できる体

制整備に努めてまいります。

- ⑦ 次世代半導体の国産化を目指す民間企業が、千歳市の工場建設や半導体開発を進めるにあたり、試作ラインや製造過程で懸念される有機フッ素化合物や処理水の排水等の課題をはじめインフラ整備や人材不足解消に向け、近隣市町村は地域周辺住民や不安払拭を図るよう、道や国に求めること。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

半導体の製造過程で使用される有機フッ素化合物については、工場内の浄化装置を通し千歳市の下水処理場を経て放出予定とされており、排水については一般的な基準値よりも厳しい値を設定し適切に処理することを、千歳市と協定を結び遵守すると伺っております。千歳市では独自に美々川や地下水等の環境影響調査をすでに実施しておりますが、今後も定期的に行い、市民や自然環境に影響が及ばないように監視していくとお伺いしており、万全の対策が講じられていくものと認識しております。

なお、半導体に限らず様々な業種で人材不足が顕在化している点も踏まえ、必要に応じ関係機関等からも情報を伺うなど、状況を注視してまいりたいと考えております。

(2) 住民生活を支える地域公共交通の確保

- ① 地域公共交通を取り巻く社会情勢は、人口減少・高齢化などに伴い公共交通を取り巻く環境は、今後さらに厳しくなっていくことが想定されることから、広域による地域公共交通計画の策定状況と盛り込まれた主な施策を踏まえ、地域事情に即した利用促進を図ること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

胆振管内を対象とする「地域公共交通計画」については、令和5年度の完成を目指し、北海道を中心として、北海道胆振地域公共交通活性化協議会を設置し、現在、策定作業を進めております。

市としましては、鉄道や複数の市町を結ぶ広域バス路線及び市内路線バスなどとの乗継利便性の向上に資するものとなるよう、十分に、地域事情を踏まえて、利用促進につながる計画を策定してまいりたいと考えております。

- ② 「地域公共交通活性化再生法」改正（2020年11月）以降、北海道では2023年6月末までに、通院・通学をはじめとした市町村を超えた住民の移動ニーズを踏まえ、道内10地域での広域的な地域公共交通計画を策定し、14地域で広域な地域公共交通活性化協議会を設立している。複数の市町村と交通事業者が連携し、広域的な「地域公共交通計画」に盛り込まれた施策を講じること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

胆振管内を対象とする「地域公共交通計画」については、北海道を中心に、各市町村や交通事業者が連携した、運転手不足、成り手不足への支援策や公共交通の利用促進の発信などが盛り込まれる予定であり、市としましては、これらの施策について、市の地域公共交通計画と連動させつつ、着実に取り組んでまいります。

- ③ 自治体が運行するコミュニティバスの利用客が伸び悩むことから、乗車効率やアクセス等の課題を解消すべく、道内にある複数の市町村において、すでにAIを活用したデマンド交通や、一般ドライバーが自家用車を使って有料で人を運ぶ「ライドシェア」の実証運行されている。実証結果の精査を進めるとともに、公共交通で保障されている利用者の安心・安全を確保すること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

AIを活用したデマンド交通については、室蘭市や江差町などが既に導入しており、ライドシェアについては天塩町などが導入しております。

一方で、AIデマンド交通の導入については、利用者にとってアプリの利用が難しく使いづらいといった課題や、AIによる配車ミスの事例も報告されており、また、ライドシェアについては、現時点では、車両の安全性の確保や事故等の責任所在が明確に定まっていないところでございます。

市としましては、AIデマンド交通の先行事例の調査を進めるとともに、国によるライドシェアの制度設計に係る情報収集を行いながら、利用者の安心・安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

(3) 地域に根ざした地域福祉の連携と充実

- ① 医療・介護・障害福祉サービス報酬を同時に見直す「トリプル改定」にあたり、当該従事者の処遇改善・人員配置を適正に行うことをはじめ、地域住民の利用者が質の高い医療・介護サービスを受けられるよう、地域の実情に応じて医療・介護の複合的ニーズにも切れ目のないサービス提供に向けた「地域包括ケアシステム」の深化・推進、体制を構築すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

令和6年度介護報酬改定においては、1.59%のプラス改定のうち6割に相当する0.98%が介護職員の処遇改善分とされています。また、人員配置についても、テクノロジーの活用等による介護サービスの質の向上などの観点から、見守り機器等を複数活用するなど一定の要件を満たした場合の基準が新たに定められています。

これらが介護事業所において適正に行われるよう、各事業所の状況に応じ、運営推進会議や運営指導などの機会を利用して、助言や指導を行ってまいります。

また、医療と介護サービスの両方を必要とする住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、とまこまい医療介護連携センターの運営等を通して切れ目のないサービス提供体制の構築を推進する等、「地域包括ケアシステム」の深化に向けた取組みを継続してまいります。

- ② 道や市町村が策定する第9期介護保険事業（支援）計画については、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、介護サービス基盤や介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策を整備すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

第9期介護事業計画につきましては、計画期間中に「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年（2025年）を迎えますが、市内の高齢者人口は引き続き増加傾向にあり、「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となる令和22年（2040年）には、本市でも

高齢者人口のピークを迎えることが見込まれる一方で、生産年齢人口の減少には歯止めがかからず、高齢者を支える担い手不足は深刻化の一途をたどっています。

第9期計画策定において、サービス基盤整備についてはこれらの状況を踏まえた新たな施設の整備等を見込んでおり、また、介護現場における介護ロボットやICTの活用促進に向けた、北海道等の補助金を活用した支援を行う等、介護現場の生産性の向上に向けた施策を実施してまいります。

- ③ 生活困窮者に対応した自立相談支援機関がアウトリーチ支援を行い、生活保護に至る前段階から生活困窮状態の早期自立を促すことにより、自治体が直営または委託する福祉事務所の負担軽減を図りつつ、支援が必要な本人の状態像に応じたきめ細やかな支援を実施すること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

令和4年度から本市における「ふくし総合相談窓口」の機能充実の一環として、庁内で担当課が不明な場合や、課題が複数課にまたがる場合の1次相談窓口として機能するよう、関係機関や市民への積極的な周知活動を実施しております。

また、相談者を孤立させず地域に繋げていくため、アウトリーチによる早期支援体制の整備、課題解決に向けた庁内外機関との一層の連携強化などを行いながら、今後多様で複雑化した課題を包括的に受け止める相談支援体制づくりを進めてまいります。

- ④ 不登校やひきこもり、ひとり親家庭、ヤングケアラーなど生活困窮世帯の複合的な課題に対するため、学校や家庭以外の居場所や学びの場を充実させるとともに、地域や家庭の実情に見合った支援体制を強化すること。

【回答】（教育部指導室 担当）

不登校の子どもが学びを止めず、社会的自立に向けた支援体制の充実を図るため、市内に3カ所設置している教育支援センターに通う子どもたちの学びの充実を図ってまいります。

また、フリースクール等民間施設を学校の先生が訪れ、子どもを積極的に評価することや指導員と情報交換することなどを行い、個に応じたきめ細やかな支援体制の整備に努めてまいります。

(健康こども部こども相談課 担当)

ヤングケアラー支援条例の施行と併せ支援ガイドラインを策定し、関係機関における共通理解を図ることで、適切な支援につながる体制の構築を図ります。

- ⑤ 2024年度政府予算において、少子化対策拡充で財源確保を公表したものの、少子化対策の目玉に据えた「こども未来戦略」案や、「子ども・子育て支援特別会計（仮称）」の設置については、「支援金制度」における給付と負担の関係の不明確さはもとより、財源確保における全体の見直しが不可欠である。自治体は独自の少子化対策の取り組みに対する交付税や地方債で手当てされることを踏まえ、地域の全ての子ども・子育て世帯に対応した伴走型できめ細やかな支援を行うとともに、現場で働く保育士等の処遇・配置改善を図ること。

【回答】 (健康こども部こども育成課 担当)

現場で働く保育士等の処遇改善につきましては、これまでも市内全ての特定教育・保育施設等で働く保育士等の処遇改善に対して、公定価格または補助金交付を行うことで対応してまいりました。国から示された「こども未来戦略」においても、更なる処遇改善を推進していくことになっておりますので、その動向を注視してまいりたいと考えてございます。

保育士の配置改善につきましては、令和6年4月より、3歳児、4・5歳児の保育士の最低配置基準が見直されることになっております。各年齢の施設ごとの利用定員数にもよりますが、少なくとも経過措置期間中には職員配置が適切な状況になるように取組を進めてまいります。

- ⑥ 各自治体は、低所得の高齢者や経済的弱者等に対し、原油価格高騰による負担増を踏まえた「福祉灯油」支給や除雪・ツルツル路面对策を強化するとともに、市町村の財政支援の拡充について国や道に求めること。

【回答】 (福祉部総合福祉課 担当)

本市では生活保護受給には至らない、保護基準と同等若しくはそれ以下の収入で生活している低所得の高齢者・障がい者に対し、冬期間の生活支援として暖房費の一部として1世帯当たり1万円を助成する「ぬくもり灯油事業」を平成24年度から実施

しております。

また、除雪については、高齢や障がい等により自力での除雪が困難であり、ご親族、地域の方などの支援を得られない世帯を対象に、必要最低限の生活道路等の除雪支援をボランティアの協力を得て行う「雪かきボランティア事業」を実施しており、本事業が、地域が繋がるきっかけ作りの一つになるよう、利用者及びボランティアの事後アンケートを基に、より良い事業となるように努めてまいります。

今後も引き続き、高齢者及び障がい者世帯への支援に努めるとともに、必要に応じて国や北海道に対する財政支援の要望について検討してまいります。

- ⑦ 各市町村における子ども医療費助成にはバラつきがみられ、助成を受けられる子の年齢が最大で「12歳に達するまで」とする地域から「18歳に達するまで」とする地域もある。どの市町村においても少子化は課題となることから、助成対象年齢の乖離をなくし子の医療費負担に配慮した施策を図ること。

【回答】（健康こども部こども支援課 担当）

全国の自治体における入院・通院の助成対象年齢は、令和5年4月1日現在の統計調査によると「18歳年度末まで」実施している自治体が7割程度となっております。

本市においても令和6年8月診療分より「18歳年度末まで」助成を拡大する方向を示しており、子育て世帯の経済的負担の軽減に資するものと考えております。

(4) 自治体財政の確立と公務職場の就労改善を目指して

- ① 2024年度政府予算の地方財政見通し（地方財政対策）については、自治体に配分する地方交付税が18兆7,000億円（前年度より3,000億増）と6年連続のプラスが示されたうえ、交付税や地方税といった自治体が自由に使える一般財源の総額も増額を見込んでいるが、引き続き、地方自治体は安定的な財源確保に向けて国への働きかけを強めること。

【回答】（財政部財政課 担当）

令和6年度については、地方自治体が住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的・継続的に供給していくために、地方交付税等の一般財源総額について増額の見通しが示されたところ です。

今後も、市民生活に支障がないよう必要な行政サービスを維持し、持続可能な財政運営を継続するため、国の関係機関等に対する働きかけの強化に努めてまいります。

- ② 3/4公務職場において、特定の住民からの迷惑行為が発生している実態が明らかになっている（2021年自治労調査）。なかでも、公共交通や児童相談所、病院、生活保護、日本年金機構は3割以上が迷惑行為に対して「自分一人に対応」と回答しており、一人に対応せざるを得ない職場も多くみられることから、各自治体における迷惑行為防止の体制強化を図ること。

【回答】（総務部総務課 担当）

本市における、迷惑行為（不当要求行為等）に対しては、「不当要求行為等対策要綱」・「不当要求行為等対応マニュアル」に基づき対応を行っております。不当要求行為等を受け又は受ける恐れがある場合は、所属長を中心に組織で対応する旨規定されており、案件によっては、不当要求行為等防止対策委員会において全庁的に調査審議、情報を収集できる体制を整えております。

- ③ 道内市町村の会計年度任用職員の休暇制度調査（回答は164市町村）によれば、「病気休暇制度」「ドナー休暇」は9割以上の市町村が「有り」の回答したものの、その多くが「無給」であることや、「介護休暇」「子の看護休暇」もほとんどが「無給」の実態にあることから、「有給」となるよう制度改正すること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

会計年度任用職員の休暇制度については、2022年度に配偶者の出産に伴う休暇や不妊治療及び健診に係る休暇を有給の特別休暇として新設したほか、産前産後休暇や病気休暇の有給化を行っております。

また、2023年度からは子の看護休暇の有給化といった処遇改善を図っており、今後も、国の制度等を踏まえ適切に対応してまいります。

団体名：連合北海道胆振地域協議会、連合北海道苫小牧地区連合
回答日：令和6年3月1日